

下関市入札監視委員会規則第5条第9項に基づき、次のとおり公表します。

下関市入札監視委員会（第39回）審議概要

開催日時	令和元年7月8日（月）13：30
場所	本庁舎新館5階大会議室
委員	今村 俊一（弁護士） 香月 豊文（一級建築士） 藤本 博美（ファイナンシャルプランナー） 村上 俊秀（高等学校教諭）
議事事項	総合評価方式で入札を実施した工事の落札者決定について
委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	特になし

意見・質問	審議結果、回答
<p>・総合評価方式で入札を実施した工事の落札者決定について</p>	
<p>参加申請者が「1 J V」となっているが、この規模の工事で参加申請者が「1 J V」というのは通常見受けられることなのか。</p> <p>技術評価総括表の評価項目のうち「簡易な施工計画」について、項目換算値が10であるのに対して実際の換算値は3.750と半分に達していない。「企業の技術的能力」の項目も項目換算値5に対して換算値2.222と半分に達していない。「簡易な施工計画」の項目は重要な項目と思うが、換算値が項目換算値の半分以下でも問題ないのか。</p> <p>換算合計では換算値が半分を超えているが、重要な評価項目の換算値が低くても平均点が高くなればよいのか。</p> <p>技術提案のことだが、圧密促進装置を確実に24時間連続運転させるということだが、1日だけか。</p> <p>沈下が収まるというのは沈下板の収まりを見るということか。</p> <p>事前に室内で圧密試験等行って沈下量を想定するということはしないのか。</p> <p>資料2に沈下測量位置が記載されているが、資料1の平面図はおおまかで</p>	<p>入札参加条件として、「3者 J V」で代表構成員は市外業者まで可能とし、第一構成員及び第二構成員は市内業者のみとしている。</p> <p>過去の実績等を検討し、「7 J V」は参加できる要件を設定したが、結果的には「1 J V」の参加申請となった。</p> <p>何点以上でないといけないという基準はない。ただし、基準配点に欠格と記載があるものについては、1つでも当てはまれば不適切ということになる。その他については仮に0点であっても評価としては認めている。</p> <p>沈下が収まるまでは稼働させる予定であり、5か月位の予定である。</p> <p>そうである。</p> <p>事前にボーリング調査等を行って想定圧密沈下量を出す。</p> <p>平面図を見ていただきたい。 横方向に93m、100mとあり、</p>

<p>厳密に記載されていないので、2つの資料を照らし合わせても、中央部というくらいしか分からない。</p> <p>何mのところ取るか等、取る位置によって沈下量等が変わってくると思うので、具体的な説明をお願いしたい。</p> <p>30か所置くということか。</p> <p>整地の後に、盛り土を思うが、建てるものよりも大きな重量をかけるような盛り土をするのか。</p> <p>建てるものよりも重量のある盛り土をしなければ元に戻ってしまう可能性があるのでは。</p>	<p>縦は300mを100mずつ切っており、6つのブロックで管理していこうと思っている。その後1ブロックごとに端とセンターに沈下板を置いて確認していくような段取りを考えている。</p> <p>そうである。</p> <p>設計の高さまで、土を盛る予定であり、それ以上の盛土は考えていない。</p> <p>建物は杭による支持を想定しており、そこまでの盛り土は不要と考える。</p>
---	--